

近時のイスラーム金融の展開と日本の証券ビジネスに与えるインプリケーション

椎名 隆一（日本証券業協会）

1970年代に、無利子をベースとし、イスラームの教義に従う金融活動として本格的に勃興を見せ始めた現代イスラーム金融は、今日、国際金融の無視できない潮流となっている。

日本でも石油価格が上昇した2007年頃よりイスラーム金融誘致に向けた官民の本格的な取り組みが開始され、2008年にかけて民間レベルの幾つかのイスラーム金融取引事例の出現や、銀行法施行規則・保険業法施行規則の改正による子会社等を通じた本邦銀行及び保険会社のイスラーム金融への参入が認められた。

その後、グローバル金融危機の本格化や石油価格の低迷、本来非ムスリム国という事情から国内ニーズが希薄等の事情もあり、イスラーム金融への関心は一時的に停滞する局面もあったが、世界経済が落ち着きを取り戻し、石油価格も再び上昇を見せ始めた昨年（2010年）後半ぐらいから関心が再燃している。同年7月には、野村証券グループが関連会社の航空機リース取引を裏付けとする1億米ドルの本格的なイジャラ・スクークをローンチし、また11月には大和証券キャピタル・マーケットがシンガポールで初のイスラームREIT上場において共同主幹事となった。

この間、アジア近隣諸国では、シンガポール、インドネシアで次々とソブリン・スクーク（イスラーム債）の発行環境が整い、韓国、オーストラリアなどでイスラーム金融誘致に向けた税制改正などの動きが出ている。このような中、2010年8月、金融庁は日本版スクークの発行に向けた税制対応（資産流動化法の特定目的信託における「社債的受益券」を活用した発行）を平成23年度税制改正要望に組み入れ、同年12月の政府税制改正大綱に盛り込まれることになった。また、これにあわせ、新成長戦略金融アクションプランの中で、「我が国におけるイスラーム債発行に係る環境整備を推進すること」が表明されている。

こうした背景からスクーク（をはじめとするイスラーム金融商品）という新たなアセット・クラスが日本の証券市場に登場する可能性が高まっており、このことが我が国証券ビジネスへいかなる影響を与えるかについて本学会でも検討する意義が出てきているのではないかと考える。例えば、資産流動化法の枠組みで考えられている今回の日本版スクークの仕組みは、海外での通常のスクークの発行方法と比べどのような違いと問題を提起するのか、といった点や、スクーク発行に係る環境整備として具体的にどのような課題にとりくむべきかといった問題である。